

茂原市農業委員会第1回総会議事録

- 1 開催日時 平成29年1月23日(月) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席委員 25名
 - 1番 北田 茂
 - 2番 日吉利 一
 - 3番 井上 幹男
 - 4番 高山 多聞
 - 5番 湯浅 公夫
 - 6番 風戸 茂樹
 - 7番 蕨 直邦
 - 9番 杉浦 文子
 - 10番 光橋 正人
 - 11番 中田 文昭
 - 12番 渡邊 滋樹
 - 13番 高橋 英二
 - 14番 秋葉 仁喜
 - 15番 浦島 京子
 - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
 - 17番 佐藤 栄作
 - 18番 三橋 弘明
 - 19番 古山 光雄
 - 20番 熊切 秀雄
 - 21番 加藤 古志郎 (会長)
 - 22番 大塚 優
 - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
 - 24番 鵜澤 和行
 - 25番 丸島 正昭
 - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 2名
 - 8番 秋山 芳廣
 - 26番 麻生 重和
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 吉田 茂則
 - 局長補佐 三階 英幸
 - 係長 平野 孝幸
 - 係長 東條 成男
 - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
 - 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
 - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件
 - 農用地利用配分計画案の提出に係る意見について
- 7 報告
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について
公共事業に伴う廃土処理事業の届出について
その他

8 総会要旨

局長

本日はお忙しい中、農業委員会第1回総会にご出席いただきましてありがとうございます。総会は「年度」ではなく「暦年」で数えますので、本日が第1回目となります。本日の議事案件は、3条申請が5件、5条申請が1件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更が1件、農用地利用配分計画案の提出に係る意見についての合計8件でございます。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、17日に第2小委員会で行っております。本日の欠席委員ですが、秋山委員、麻生委員より、欠席する旨の連絡がございました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。(議長一任の声)

議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は18番三橋委員と19番古山委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。農地法第3条の許可申請です。まず1号議案、2号議案が新規就農になり申請者が来ていますので事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

初めに1号議案及び2号議案ですが、こちらは一体計画での申請となりますので併せてご説明します。本申請は、農地を所有していない方が賃貸借により農地を借り受けることとなりますので、新規就農となります。

なお、本日は新規就農者である渡邊さんご本人においでいただいておりますので、この後、入室していただきまして新規就農者として承認できるかなど質疑等をお願いしたいと思います。

それでは申請内容をご説明いたします。申請地は弓渡字門ノ川地先他2筆、畑6808㎡を匝瑳市の★★さん及び千町の★★さんから借り受けようとする申請であります。賃借人は南吉田の★★さんです。申請理由としましては、賃借人につきましては弓渡の★★で4年間野菜の栽培等の農業の手伝いをやっております、新規就農を考えていたところ自宅に近い等、好条件のそろった本申請地を見つけたためです。賃借人につきましては経営規模縮小の為とのこと。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有については今月中に軽トラック、小農具備品等を購入する計画です。労働力については賃借人、妻、長男の3人で営農する計画です。技術については4年間の農業手伝いの経験があるため問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯で700日との従事計画であり、常時従事していく計画であることと認められます。下限面積要件につきましては、今回の申請地は合計で6808㎡であることから50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしていく計画であるものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

それでは、★★さんに入室していただきます。(★★氏入室)

会長

まず、自己紹介をお願いいたします。

- ★★氏 自己紹介をする。
- 会長 営農計画書に生産物とか色々記載されていますが、どういうものを作付けして、どのような販路で営農を考えているのか説明してください。
- ★★氏 今まで30種類ぐらいの野菜を栽培してきました。今回の営農計画はその中の4品目になり従来から4年間栽培して来た作物です。その中の一つのセルバチコですがアブラナ科に属し、ごまの風味と後からくるぴりっとした辛味のある作物です。販路はこれまで4年間弓渡の★★というところで栽培に従事していました。こちらの方が東京の都内のレストランに直接卸すという形を取っていましたので、その作物の栽培の委託を受けて就農します。ベビーリーフはよく直売所で販売されていますが、一般のものとは違いイタリアの野菜で同様に都内のレストランに買って頂く形です。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 今、具体的に作付けする作物を見せて頂き、ありがたく、うれしい気持ちはあるのですが、実際に何店舗位のレストランに納めるのですか。
- ★★氏 現時点で都内の20店舗から30店舗です。
- ★★委員 新規就農にあたり県農業事務所や市へ相談しましたか。
- ★★氏 販路が確実に確立されているか重要なので、販路の大網白里町の★★に従って行なう考えです。
- ★★委員 県農業事務所や市農政課、農業委員会、JA長生など色々な関係機関と相談し頑張って下さい。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 販路の確認をしたいのですが。もう一度説明してもらえますか。
- ★★氏 現在、★★を通して都内のレストランに販売するのですが、今後、経営者は同じなのですが会社を★★から★★に移行していく計画で、★★が集荷して配送する形です。
- ★★委員 生産する野菜は路地栽培ですか。
- ★★氏 冬場は申請地以外の弓渡の★★にある★★さんのハウスを借りて栽培します。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 多少重複しますが、★★に卸して、そのルートで都内のレストランに捌いてもらうということですか。★★さんが独自に開拓して探した販売先ではないということですね。
- ★★氏 そうです。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 営農計画書の売上高で★★万円ですが、3人で生活していくのは厳しく、今後農業

機械も揃えていかななくてはいけなく資金的に苦しいと思います。資金的によく考えて営農していただきたいと思います。

★★氏 資金的には身内からの応援や段階的に進めていくなかで、生活していくうえで別収入も考えながら長く続けていきたいと考えています。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 提案なのですが珍しい作物なのでネット販売等も検討してみたいかがですか。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 技術は4年の葉物栽培の経験があり、販路も確立されているので問題ないと思いますが、経営という面で考えると売上が★★万円で収入はもっと下がりますので、家族で相談していると思いますが、色々相談するところもありますので、是非成功して経営に取り組んでいただきたいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 家族の奥様はこの新規就農についてどうお考えですか。

★★氏 私以上に熱心に考えています。

会長 他にご質問等ございますか。(質問なしの声) 質問等ないので、これで申請者の意見聴取は終了いたします。(申請者退席)
それでは1号議案・2号議案について小委員会の審議内容の報告をお願いします。

第2 小委員会での審議の結果、1号議案・2号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは1号議案、2号議案について★★委員いかがですか。

★★委員 ★★さんの代表者も今後、会社組織を立ち上げるにあたり、先日農業委員会に農地所有適格法人として行うための相談に伺ったところです。今後春先には販売を2倍にしたいという本人の希望もありますので、私としても取引先として問題ないと思います。

会長 現地調査していますが、★★委員いかがですか。

★★委員 弓渡も日あたりが良く、千町もきちんと管理されていました。申請者から前向きな考えで取り組んでいく姿勢が感じられましたので、許可でお願いいたします。

会長 1号議案・2号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは1号2号議案についてはともに許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 1号議案・2号議案については、許可ということに決定いたしました。
次は3号議案、4号議案、5号議案について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3号議案です。申請地は箕輪字六十歩地先他1筆、田3611㎡に使用貸借権を設定しようとする申請であります。申請人は、借人は長柄町の★★さん、貸人は箕輪の★★さんです。申請理由としましては、借人については農業経営規模の拡大のため、

貸人については申請地を耕作していないためとのことです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で250日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。なお、長柄町農業委員会より農業経営の実態証明が提出されております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして4号議案です。申請地は綱島字谷堀地先他3筆、田6423㎡に使用貸借権を設定しようとする申請であります。申請人は、借人は綱島の★★さん、貸人は父親の★★さんです。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため使用貸借権を設定するものです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして5号議案であります。申請地は東郷字富士見地先、畑309㎡で現在3人で共有になっている農地の持分を1人に移転しようとする申請であります。申請人は、譲受人は東郷の★★さん、譲渡人は東金市の★★さん外1名であります。申請理由としましては、譲受人につきましては経営規模の拡大のため、譲渡人につきましては耕作しないため、とのことであります。

次に3条許可基準であります。全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。以上であります。

会長

説明が終わりました。小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2
小委員長

小委員会での審議の結果、3号議案許可、4号議案許可、5号議案許可となりましたので報告いたします。

会長

それでは順次、審議いたします。3号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員

きれいに耕作していますので、許可でお願いいたします。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

適正に管理されており、耕作してくれる人が出来たのであれば、許可でお願いいたします。

会長

それでは3号議案についてはともに許可ということよろしいでしょうか。(異議

なしの声) 3号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして4号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 これは農業者年金の受給継続のための使用貸借ですので、許可でお願いいたします。

会長 それでは4号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 4号議案については、許可ということに決定いたしました。
続きまして5号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 問題ないと思いますので、許可でお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 経営規模拡大ということですので、許可でお願いいたします。

会長 それでは5号議案についてはともに許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 5号議案については、許可ということに決定いたしました。
次は、農地法5条の規定による許可申請についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
初めに6号議案です。申請地は東郷字富士見地先外1筆、畑2135㎡であります。市原市の★★さんが東郷の★★さんより買い受けて共同住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は交通及び買い物等に便利な住宅街であり、共同住宅を建築するには適しているためとのことであります。他法令の申請についてであります。1月10日付けで市の都市計画課に対して宅地開発事業事前協議申出書が、1月11日付けで市の土木管理課に対して道路工事施行承認申請書が提出されております。
次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上であります。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2 小委員長 小委員会での審議の結果、6号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは、6号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 住宅地の中ですので、許可相当でお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 周りが住宅ですので、許可相当が良いと思います。

会長 それでは6号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 6号議案については、許可相当ということに決定いたしました。
次は、農地法5条の規定による許可後の計画変更申請についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明させていただきます。

7号議案です。申請地は、台田字改種地先外3筆、田126㎡、畑1940㎡であります。習志野市の★★さんが長南町の★★さんから農地を借り受けて植林用地とする申請です。本申請は、長南町の農地141461.53㎡と一体利用する農地以外の土地462942.21㎡と茂原市の農地2066㎡と一体利用する農地以外の土地11664㎡であります。なお、当初許可は平成8年12月24日付け農林水産省指令8関政第1317号で建売分譲住宅の建設及び住宅地分譲用地の造成として、平成11年2月25日付け農林水産省指令11関政第86号で代表者の変更、また平成18年10月24日付け関東農政局18関計第33号により学校及び住宅団地用地としての計画変更がいずれも許可され、今回は、太陽光発電システム用地及び教育研修施設に変更する申請であります。なお、茂原市における農地転用の申請は当初の計画であります植林用地としてであり、変更はありません。計画としましては、縦横2m間隔で、アラカシ・シラカシ・コナラなどの常緑広葉樹を植栽するものであります。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上であります。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2
小委員長 小委員会での審議の結果は、総会で多くの皆さんで議論を頂きたいということになり結論を先送りすることになりました。

会長 別紙資料のとおり茂原市の部分はほんの一部であり、長南町を含めると全体は60町歩ほどとなり大きい開発です。茂原市の農地部分は植林用地という申請です。申請事業者の実績はどうですか。

事務局
第2
小委員長 ★★はこの太陽光発電所事業を行なうために設置された会社です。会社の所在地はどこですか。

事務局 本社は習志野市です。

会長 融資先はどこですか。

事務局 融資先は★★という会社から融資を受けます。この★★という会社は韓国の★★グループの中の★★から約60億円の融資を受けて行うことになっています。

第2
小委員長 長南町農業委員会の状況はどうですか。

事務局 1月20日に農業委員会総会が開かれ許可相当となったそうです。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 茂原市部分は現状変更をしないということですね。

事務局 茂原市部分は植林を行う計画です。長南町へ発電施設を設置する計画です。

★★委員 当初の転用許可の用途はなんですか。

事務局 建売分譲住宅の建設及び住宅地分譲用地の造成です。

★★委員 昔、バブルのころ他の業者がこのあたり一体を買収したところではないですか。茂原市部分は道路際が田で、奥に入ったところが畑です。

★★委員 この教育研修施設は何か要請などあり設置したのですか。

事務局 その後の変更で用途が学校及び住宅団地用地となり、今回、学校を教育研修施設に変更する申請が出されました。教育研修施設は★★さんが行ないます。

会長 ここは一度許可を得たところであり、茂原市の部分は植林用地だけの計画ですのでやむを得ないと思いますが、許可相当で進達することよろしいですか。（異議なしの声）それではそのようにさせていただきます。

次は議案 8 号です。農用地利用配分計画案の提出に係る意見についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 8 号です。農用地利用配分計画案の提出に係る意見について、ご説明いたします。

当該議案は既に平成 28 年 4 月 11 日から平成 38 年 4 月 10 日の 10 年間に貸主から千葉県園芸協会へ貸し付け済の物件であって、更に千葉県園芸協会から市内の担い手へ貸し付けがされていたものですが、条件が悪く、生産性が低いことを理由に合意解約となりました。そこで茂原市法目★★番地の★★氏を新たな担い手として交渉のうえ、賃貸借について合意するに至りました。

つきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により当該計画案を千葉県園芸協会へ提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、計画案に提出に係る意見を農業委員会に求めるものです。

会長 支障ないと思いますが、いかがですか。（意見なしの様子）それでは支障なしということにさせていただきます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・公共事業に伴う廃土処理事業の届出について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第1回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成29年2月23日

茂原市農業委員会 会長 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印